

波の上ビーチ管理条例

平成14年 4月 1日
条例第13号

改正 平成17年 9月 2日 条例第2号

(設置)

第1条 海浜におけるレクリエーションの場を利用者に提供し、もって利用者の健康及び福祉の増進に資するため、波の上ビーチ（以下「ビーチ」という。）を設置する。

(位置等)

第2条 ビーチの位置は、次のとおりとする。

那覇市若狭1丁目及びその地先、那覇市辻3丁目及びその地先

2 前項のビーチの区域及び施設の種類の種類は、管理者が定め、告示する。

(行為の禁止)

第3条 ビーチにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ビーチを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 広告を表示すること。
- (7) 風紀を乱し、その他ビーチの利用者に著しく迷惑をかけること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ビーチの利用を妨げる行為をすること。

(行為の許可)

第4条 ビーチにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、那覇港管理組合管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのためにビーチの全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
 - (6) 指定された場所以外へ車輛等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆のビーチの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 4 管理者は、第1項の許可にビーチの管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(利用の禁止又は制限)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ビーチを保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてビーチの利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) ビーチの損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) ビーチに関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(監督処分)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはビーチからの退去を命ずることができる。

- (1) 第3条又は第4条第1項に違反している者
- (2) 詐欺その他不正の行為により第4条第1項の許可を受けた者
- (3) 第4条第4項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 第5条の規定に基づく処分に違反している者

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) ビーチに関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) ビーチの保全又は公衆のビーチの利用に著しい支障が生じた場合
- (3) ビーチの管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(有料施設)

第7条 有料施設（ビーチのうち有料のものをいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

第8条 削除

(使用料)

第9条 施設を利用する者は、利用の際、管理者に使用料を納めなければならない。

2 施設の使用料は、次により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円（シャワーの使用料の額については、10円）未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) シャワー 1回につき100円
- (2) コインロッカー置場 1平方メートル（1平方メートルに満たない場合は、1平方メートルとみなす。）につき1月640円

3 管理者は、特別の理由があるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 ビーチの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第11条 前条の規定による指定を受けようとする者は、管理者が指定する日までに、規則で定める申請書に事業計画書その他必要な書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にビーチの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が利用者の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容がビーチの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ビーチの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する行為の許可に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (3) 第6条に規定する監督処分に関する業務
- (4) 第14条に規定する利用料金の収受に関する業務
- (5) ビーチの施設の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ビーチの管理運営に関して管理者が必要と認める業務

2 第10条の規定によりビーチの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「管理者」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(管理の基準等)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、ビーチの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) ビーチ開設の期間及び遊泳時間は規則で定めるところによること。
- (3) 第7条に規定する有料施設のうち、シャワー施設についての供用期間及び供用時間は、規則で定めるところによること。
- (4) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (5) 施設の維持管理を適切に行うこと。

2 管理者は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 業務の実施に関する事項
- (3) 業務の実績報告に関する事項
- (4) 施設の修繕等及びその財産の帰属に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し必要な事項

(利用料金)

第14条 第10条の規定によりビーチの管理を指定管理者に行わせる場合、有料施設を利用する者は、利用の際、当該指定管理者に対し有料施設の利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。この場合において、第9条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する利用料金は、第9条第2項に定める使用料の額を上限として、指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、特別の理由があるときは、利用料金を減額又は免除することができる。

5 管理者は、第2項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 管理者は、第11条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(損害の賠償)

第16条 ビーチの利用者は、ビーチの施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月2日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の波の上ビーチ管理条例第8条の規定によりなされた管理委託については、同条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の波の上ビーチ管理条例第11条の2の規定により指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表 (第7条関係)

有料施設名
シャワー施設
コインロッカー置場